

はり・きゅう・マッサージの施術を健康保険で受ける場合は一定の条件があります

はり・きゅうやマッサージのすべての施術に健康保険が使えるわけではありません。ここでは、施術を受ける前の3つのポイントをご紹介します。



ポイント1

健康保険が使えるのはどんなとき？

はり・きゅうの場合

慢性的な疼痛のある疾患で、医師による適当な治療手段がない場合に限り、健康保険が使えます。

対象となる疾病

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症

◆医療機関で、同一の疾患の治療(湿布や投薬も含む)をしている場合は支給対象外です。



あんま・マッサージの場合

医療上、マッサージを必要とする症状に限り、健康保険が使えます。

対象となる症状

筋麻痺、筋委縮、関節拘縮などの症状で、可動域の拡大等機能回復を目的としていること

◆疲労回復や慰安、疾病予防のためのマッサージは支給対象外です。



ポイント2

医師の同意が必要です

- 主治医(医療機関の保険医)の診察が必要です。
- 初回の治療および再同意の際には、医師の同意書または診断書が必要です。
- 医師の同意(再同意)によって健康保険が使える期間は右記のとおりです。



初療の日または再同意日が

月の 1日～15日まで 当該月の5ヵ月後の末日まで有効
月の16日～ 末日まで 当該月の6ヵ月後の末日まで有効

上記の期間を超えて引き続き施術を受ける場合は、医師の診察のうえ、再同意が必要です。
(申請には同意書または診断書の添付が必要となります。)
※変形徒手矯正術は初療または再同意日から1ヵ月

ポイント3

施術を受けるときのチェックポイント

- ☑ **症状を正しく具体的に伝えましょう**
いつ頃から、どの部分が、どのように痛むのか、具体的に症状を伝えましょう。
- ☑ **治療内容をメモしましょう**
治療日、治療を受けた部分、支払った額などはメモしておきましょう。



- ☑ **領収書は必ず受け取りましょう**
施術を受けたときは、施術内容を確認し、受けた日ごとに領収書をもって大切に保管しましょう。
- ☑ **症状の改善はみられましたか**
症状の改善がみられない場合は、内科的要因も考えられるので、再度医師の診察を受けましょう。